

少子・高齢化社会での高齢者の働く権利を問い直す 郵政「65歳解雇裁判」にご理解とご支援を

第8回口頭弁論

★6月5日 13時10分
★東京地裁 527号法廷
*傍聴をおねがいします。

定年制は終身雇用と
年功賃金を前提として
初めて合理性が認めら

れる制度です。雇用期間に定
めがあり、年功賃金とも縁の
ない非正規社員に定年制を設
けることはその前提を欠いて
おり合理性がありません。
少子・高齢化が急速に進む
中で、高齢者の仕事と職場を
確保していかなくは社会は
維持できません。働く体力と
意志のある高齢者の雇用を保
障することは社会の要請です。
年齢を理由に解雇するのは社
会の流れに反し、企業の社会
的責任を放棄するものです。

非正規社員の「定年制」は公序良俗に反して違法

雇用対策法は年齢を理由とし
た採用拒否を禁止しています。
また、政府の雇用政策基本方針
では「65歳を超えても働ける
社会の実現」と「70歳まで
働ける企業」の普及・促進を図
る」としています。
65歳を超えたことを理由と
する雇用の更新の禁止は、65

歳を超えている人の採用（雇用
の更新）を年齢を理由に一律に
禁止するもので雇用対策法に反
しています。さらに、国が10
0%株主である「国営企業」が
政府の方針を真つ向から否定す
るようなことを行うのは許され
ません。

雇用対策法や政府の雇用政策基本方針に反する就業規則

日本郵政は、年齢が65歳を超えていることを理由に1万300
0人を超える非正規社員を昨年9月末で雇い止め・解雇しました。就
業規則で期間雇用社員の「定年」が65歳とされたためです。しか
し、65歳を超えたと言っても元気で働いており、これからも働き
続ける体力も意志もある人たちです。働かなくては生活できない人
もいます。年齢だけを理由に解雇するのは納得できず、許されませ
ん！就業規則の無効と解雇の取り消しを求め裁判を闘っていま
す。みなさんのご理解とご支援をお願いします。

高齢者の切り捨てを許さず、非正規社員の
「65歳定年」の無効を求めて闘います

郵政非正規社員の「定年制」無効裁判を支える会
東京都千代田区外神田 6-15-14 外神田ストーク 502号
郵政共同センター内

TEL:03-3837-5391 / FAX:03-3837-5392

メール: postunion@pop21.odn.ne.jp

H P <http://www.ne.jp/asahi/post/union/65/>

「支える会」のホームページをご覧ください。ネット署名もできます。

<http://www.ne.jp/asahi/post/union/65/>

「65歳裁判」でも検索可。